

西京極総合運動公園等の機能充実にに向けた調査・検討業務プロポーザル実施要項

京都市文化市民局
市民スポーツ振興室

西京極総合運動公園等の機能充実にに向けた調査・検討業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するに当たり、当該業務の品質を確保し、効果的に実現するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による企画競争を行う。

1 業務の内容

(1) 件名

西京極総合運動公園等の機能充実にに向けた調査・検討業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容、履行期間等

別に定める「西京極総合運動公園等の機能充実にに向けた調査・検討業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

2 契約上限額

金 22,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、全て又は一部を問わず、前金払は行わない。

3 プロポーザルの参加資格

参加申請書等を提出する日から受託候補者として決定する日までに次の(1)～(7)の要件のいずれかに該当する場合は、受託候補者の選定に参加することができない。

また、複数の事業者で構成される共同事業体として参加する場合は、全ての事業者が次の(1)～(6)までの応募資格を満たしている必要がある。また、あらかじめ一法人を代表者と定め、その代表者が応募及び事業に必要な諸手続きを行うこととする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は同条第2項各号に該当する者

(2) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びに同条第5号に規定する暴力団密接関係者

※ 応募資格確認のため、京都府警察本部に照会する場合がある。

(3) 法人又はその代表者が次に掲げる税等を滞納している者

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者

(5) 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条もしくは第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日

から2年を経過しない者

- (6) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分を受けている者
- (7) 令和7年度京都市競争入札参加有資格者名簿に登録がない者

また、受託候補者として指名することができる者は、参加申請書等を提出する日から受託候補者として決定する日までに次の(1)～(3)の要件を全て満たす者とする。

共同事業体の場合は、それぞれ要件を満たすことができる者が配置できればいいものとする。

- (1) 元請として、次の要件を満たす業務を履行した実績があること。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第5条の規定に基づき実施方針が公表された事業のうち、都市公園法上の公園の整備又はスポーツ施設の整備に関する事業（以下「PFI法に基づく事業」という。）に係る民間活力の導入可能性調査業務又は**PFI法に基づく事業における**民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務のいずれかに係るものであること。

- (2) 統括責任者として、次のア～エの要件を全て満たす者を配置し得ること。

ア 自社において、直接雇用していること。

イ **PFI法に基づく事業に係る**民間活力の導入可能性調査業務又は**PFI法に基づく事業における**民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務のいずれかについて実務経験を有すること。

ウ 本業務委託において、全体の進捗管理、取りまとめ等を行うことができること。

エ 京都府を含む関西圏（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）に拠点があること。

- (3) 技術者として、次のア～エの要件を全て満たす者を配置し得ること。

ア 自社において、直接雇用していること。

イ 都市公園法上の公園又はスポーツ施設について、賑わいや交流機能を付加した整備（以下「賑わい整備」という。）に係る民間活力の導入可能性調査業務又は賑わい整備における民間事業者の選定等に係るアドバイザー業務のいずれかについて実務経験を有すること。

ウ 本調査業務において、技術的管理を行うことができること。

エ 京都府を含む関西圏（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）に拠点があること。

4 応募手続等

- (1) 提出書類

次のア～カに掲げる書類を後記「10 問合せ先及び提出先」に提出すること。

ア 参加申請書（第1号様式）

共同事業体の場合は、それぞれの事業者が提出し、代表事業者を明示すること。

イ 業務実績調書（第2号様式）

ウ 配置技術者調書（第3号様式①、②）

エ 技術提案書（様式自由）

次の(ア)、(イ)、(ウ)①、(ウ)②について、それぞれA 4 版の両面 2 枚以内で作成すること。
ただし、表紙についてはページ数に含めない。

(ア) 実施方針

仕様書を踏まえ、本業務で求める成果を得るために実現可能な進め方や調査方法等を的確に示すこと。

(イ) 実施体制及び実施フロー等

提案内容において、再委託等による技術協力等を受けることを想定している場合は、業務の実施体制図にその旨と相手方を明記すること。

また、実施フローは業務の全体像がイメージできるように記載すること。

(ウ) 提案項目

以下の提案を行うこと。

① 過年度調査結果及び新京都戦略（令和 7 年 3 月策定）を踏まえた西京極総合運動公園の周辺地域のまちづくりに寄与できるような公園機能を充実できる整備・活用案について

② ①の提案を実現する際に想定される課題・留意点とその解決方策について

オ 見積書（第 4 号様式）、経費内訳書（様式自由）

仕様書に基づき本業務の見積書を作成のうえ、提出すること。

カ 誓約書（京都市暴力団排除条例及び京都市暴力団排除条例施行規則に係る要綱 様式第 1 号）

共同事業体の場合は、それぞれの事業者が提出すること。

(2) 提出部数

ア 4(1)ア～カの電子データを収めた CD または DVD：1 部

イ 4(1)エ 技術提案書：紙媒体 5 部

(3) 提出期限

令和 7 年 9 月 2 5 日（木）午後 4 時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送することとする。これら以外の方法（F A X、E メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は期間内の必着とし、必ず電話等により到達確認を行うこと。

(5) 留意事項

ア 企画提案書等の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。

イ 提案審査は企画提案書等により行うため、専門的な知識を持たない者でも理解できる表現で記載すること。

ウ 本市の示す仕様書の転用及び「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。

エ A 4 版の両面（縦横は問わない。）とすること。ただし、図面等について、A 3 版の用紙を A 4 版に折り込むことは可能とする。

(6) その他

ア 使用する言語及び通貨

この応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格事項

参加申請書、企画提案書等が次の(ｱ)～(㍅)に該当する場合は、失格となるときがある。

また、受託候補者の選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合も失格とする。

- (ｱ) 提出書類、提出期限、提出方法及び提出先に適合しないもの
- (ｲ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- (ｳ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (㍁) 虚偽の内容が記載されているもの
- (㍅) 本市が示した契約上限額を上回る見積価格であるもの

ウ 制約事項

- (ｱ) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全てを提案者の負担とする。
- (ｲ) 提出された書類は、事業者の選定以外には提案者に無断で使用しない。
- (ｳ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (㍁) 提出された書類について、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (㍅) 提出された書類は、全て返却しない。

5 参考資料の提供

本プロポーザルへの参加希望者は、以下の参考資料の提供を受けることができる。

ただし、第三者への公表を想定していない情報を含むため、参考資料については守秘義務対象資料として取扱い、同資料の提供については、本プロポーザルに参加する意思があり、かつ、以下に示す申込手続きにより申請した者に対してのみ行うものとする。

(1) 参考資料（守秘義務対象資料）

以下のとおりとする。

- ・京都市公園施設（運動施設等）長寿命化計画（平成 30 年度）
※西京極総合運動公園にかかる部分のみ抜粋したもの
- ・京都アクアリーナ長寿命化計画（令和 3 年度）
- ・西京極総合運動公園の整備・運営における民間活力導入可能性調査業務委託業務報告書（令和 4 年度）
- ・西京極総合運動公園における民間活力導入具体化検討・調査業務委託業務報告書（令和 5 年度）
- ・西京極総合運動公園民間活力導入検討（整備運営・活用方針案策定）業務委託業務報告書（令和 6 年度）

(2) 申込期間

令和 7 年 9 月 1 0 日（水）（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）までの各日午前 9 時～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く。）

(3) 申込手続き

(1)の資料の提供を希望する者は、「10 問合せ先及び提出先」に記載されている担当者と事前に日時を調整したうえで、以下の様式に予め必要事項を記入のうえ持参すること。

- ・「参加申請書（第 1 号様式）」

なお、この提出をもって参加申請することとなるため、「4(1)提出書類」として改めて同様式を提出する必要はない。

- ・「守秘義務対象資料提供申込書 兼 守秘義務の遵守に関する誓約書（第5号様式①）」

(4) 提供場所

「10 問合せ先及び提出先」のとおり。

(5) その他

- ・(1)の資料の提供については、紙資料又はCD-ROMによるものとし、複写及び撮影は可とするが、各媒体の持ち出しは認めない。
- ・(1)の資料については、本プロポーザルにおける業務提案の検討においてのみ使用を認めるものであり、その他の目的で使用することは一切認めない。
- ・(1)の資料の提供を受けた者は、資料に係る一切について、第三者に口外してはならない。また、複写及び撮影した資料については、上記誓約書に基づき破棄する義務が生じるものとする。
- ・その他、(1)の資料の取扱いについては、「守秘義務対象資料提供申込書 兼 守秘義務の遵守に関する誓約書（第5号様式①）」によるものとする。

6 本件に対する質問期限及び回答

募集内容について質問等がある場合は、以下(1)～(3)により受け付ける。ただし、他の応募事業者に関する質問には一切応じない。

(1) 質問期限

令和7年9月12日（金）午後4時（必着） ※期限後の質問は、一切受け付けない。

(2) 質問方法

後記「10 問合せ先及び提出先」にEメールで問い合わせること（様式は任意）。面談又は電話での質問は一切受け付けない。

(3) 回答日及び回答方法

質問者に関する情報は伏せたうえで、令和7年9月17日（水）午後4時までに本市ウェブページに質問及び回答を掲載する。

7 受託候補者の選定に関する審査

(1) 選定方法

提出された書類について、別紙1「西京極総合運動公園等の機能充実に向けた調査・検討業務 受託候補者評価要領」に基づき、西京極機能充実調査・検討業務受託候補者選定委員会によるヒアリング審査により評価する。

ただし、提出状況に応じ、ヒアリングを実施しないこともある。

なお、この要項に規定する提出書類に対して、応募者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、本市から補足、修正等の連絡は行わないこととし、所定の期間内に適正に提出された書類に対してのみ評価を実施するものとする。

○受託候補者選定委員会

委員長 文化市民局 市民スポーツ振興室長

委員 文化市民局 文化市民総務課長

委 員 文化市民局 市民スポーツ振興室 スポーツ企画課長
委 員 文化市民局 市民スポーツ振興室 スポーツ施設課長
委 員 文化市民局 市民スポーツ振興室 公民連携型整備推進担当課長

(2) ヒアリング日時

令和7年10月1日（水）を予定している。

詳細な日時・場所については、9月30日（火）までに応募者に対し通知する。

また、開催しない場合についても同様に通知する。

8 受託者の決定

(1) 審査結果の通知

審査結果は、書面をもって令和7年10月上旬に通知する。また、結果については、本市ウェブページで公開する。

(2) 受託者の決定

受託候補者と仕様等の契約内容について協議、調整し、合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意に至らなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

9 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、**別紙2**「委託契約書（案）」及び以下を基本とする。

(1) 契約金額及び内容

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

契約内容は、仕様書及び企画提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(2) 選定後の準備

選定された受託候補者は、業務開始時までには実施方法の詳細について本市と協議し、必要な準備を完了するものとする。

10 問合せ先及び提出先

(1) 住所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

(2) 担当部署及び担当者

京都市文化市民局市民スポーツ振興室（担当 野中、中川）

(3) 連絡先

ア 電話

075-222-3135

イ Eメール

sports@city.kyoto.lg.jp